

令和4年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和4年12月14日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	河野 龍二	副委員長	八木 亮三
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	中村 美穂	委員	竹中 悟

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	福本 美也子	係長	江口 美和子
------	--------	----	--------

説明のため出席した者

参考人	田口 征弘	紹介議員	堤 理志
-----	-------	------	------

本日の委員会に付した案件

請願第1号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願

開 会 9時27分

閉 会 10時57分

**○委員長（河野龍二委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

本日審査予定の請願第1号について、まず事務局から本日の流れを説明します。

福本課長

**○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）**

皆さまおはようございます。それでは本日の流れにつきまして、ご説明をいたします。紹介議員ならびに参考人につきましては、既に入場、ご着席いただいております。まず紹介議員の説明を行います。続けて、参考人意見聴取を行います。委員長から参考人をご紹介いただきまして、委員長の指名により意見陳述をしていただきます。参考人の意見陳述が終わりましたら、紹介議員ならびに参考人に対する質疑を行い、質疑が終わりましたら休憩を入れて紹介議員ならびに参考人に退場をしていただきます。休憩のあと委員会を再開しまして、請願の審査、討論、採決、そのような流れで考えております。以上です。

**○委員長（河野龍二委員）**

お諮りします。ただ今の説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと確認いたしました。

本日傍聴人がおられます。傍聴人の皆さまに申し上げます。傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは議事に入ります。

令和4年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました請願第1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願を議題といたします。本請願について、紹介議員の説明を求めます。

堤議員。

**○議員（堤理志議員）**

おはようございます。令和5年10月に消費税のインボイス制度を開始するとしております。売り手、発行事業者は、買い手である取引相手から求められたら、インボイスを交付しなければなりません。この場合にインボイスとは適格請求書、現在の区分記載請求書に登録番号、適用税率、消費税額の記載が追加された書類やデータのことであります。買い手が仕入れの税額控除を受けるためには、原則として交付を受けたインボイスの保存が必要となります。年間の売り上げが1,000万円未満の事業者は、これまで納付はありませんでしたが、この制度が始まりますと、売り手からインボイスの交付を要求されることとなります。その際に課税業者になるか、あるいは取り引きを止めるか、消費税分を値引きするか等々の選択を迫られることとなります。また、既存の課税事業者におかれましても影響が出ると言われております。相手方が免税業者の場合に消費税分の負担を

どうするのか、取引先を変更するのか。こうしたまさに長年、慣行的に行われていた商売の相手方との人間関係であるとか、信頼関係であるとか、こうしたことに影響も及んでくるのではないかというようなことも言われております。それから、起業を考えておられる方も困っているというふう聞いております。それは通常は創業当初は、ほとんど事業者は収益が見込めない。そういう中で歯を食いしばって経験を積んでいって、ノウハウをつかんでいって、成長していくというふうになると思いますけれども、インボイス制度はこうしたまさに将来の起業家、あるいは将来成功する可能性があるそういう方々の芽を摘んでしまうのではないかという懸念があります。そういう点からベンチャーの方とか、あとはフリーランスの方々からも、このインボイス制度に対する不満、不安の声が出されております。そしてもう一つは、長与町第10次総合計画の問題です。この第10次総合計画には、創業支援を推進するとうたわれておりまして、具体的には、この起業ですね。創業についての相談件数、現在11件を令和7年には15件に増やしたいとか、創業関係のセミナーの参加者数、現在13件程度なんですけど、これも令和7年には20件に増やしたいと、こうした形で今長与町も、また商工業者もこうした取り組みをやっておりますけれども、これを後押しするためにも冒頭に申しましたとおりのさまざまな問題について、もっと国会の中で議論を深めていただきたいというふうに考えまして、今回紹介議員を引き受けることといたしました。ぜひ賛同と採択のほどをよろしく願いいたします。以上です。

#### ○委員長（河野龍二委員）

次に、参考人の意見聴取を行います。

参考人のご紹介をいたします。本請願の請願者、時津町西時津郷の西彼民主商工会会長田口征弘様です。よろしく申し上げます。参考人は着席のままで結構です。指名いたしますので、意見陳述をお願いいたします。それでは参考人の意見陳述を求めます。

田口参考人。

#### ○田口征弘君

おはようございます。本日はお招きいただきありがとうございます。このような発言できる機会を用意していただき、感謝申し上げます。私は西彼民主商工会会長、田口征弘と申します。職人に向け電動工具の販売、修理の仕事をしています。まず初めに西彼民商について簡単にご説明いたします。当商工会の会員数は138名で、建設業や飲食業、理美容、商売業などさまざまな業者が集まり活動する商工団体です。事業内容は、会員の確定申告相談や税金相談、融資、労働保険など、商売に関することを主としています。会員は最高で103名でしたが、消費増税や不景気の影響もあり、減少の一途をたどっています。その上、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアのウクライナ侵略戦争に端を発した物価高騰の影響で、コロナ以前に売り上げが戻らない事業者も多くあり、事業者の置かれている状況は厳しさを増しています。本題に入りますが、来年10月から消費税インボイス制度、すなわち適格請求書等保存方式が始まります。インボイス制度が始まると課税業

者はインボイスの登録番号が記載された請求書、領収書でなければ消費税分が差し引けず、消費税の納税負担が増えます。インボイスの登録番号が発行されるのは、インボイスの登録申請をして課税業者になることを選択した事業者に限られます。そのため課税業者は、下請業者が免税業者の場合、取り引きを停止するか、請求書から消費税分の値引きをするか、インボイスの登録申請をして課税業者になってもらうか、3択が迫られます。民商でも、この間インボイスの学習会を通じて、会員同士インボイスへの対応について話し合ってきました。しかし、税務処理の煩雑さやコロナ禍で厳しい中、新たな税負担が生じることに不安な声が多く聞かれます。免税業者の場合、元請けとの力関係で消費税の転換ができないケースや高齢や制度の煩雑さでインボイスに対応するため、税理士に頼まざるを得ないこともあります。船舶関係の一人親方は、インボイスをきっかけに消費税を払い切れないということで、廃業に追い込まれるケースも相次いでいます。財務省は、インボイス制度導入で新たに約2,480億円を税収として見込んでいると試算していますが、その一方で、インボイス導入で余分な経費負担が新たに生じることも国は深く考え、インボイス制度の見直しを考えていただきたいと思うところです。インボイス制度には、日本商工会議所をはじめ、全国青色申告会総連合、全国中小企業団体中央会など、あらゆる業界団体が中止、延期を要請しています。野党4党と無所属議員が、消費税5%減税とインボイス制度廃止法案を共同提出するなど、党派を超えて反対の声は広がっています。全国で500を超える意見書が提出され、与党、自民党内からもインボイス制度には懸念の声が出始めています。以上、趣旨から長与町議会でも政府に消費税インボイス制度実施延期を求める意見書の提出をしていただきますよう、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（河野龍二委員）

先ほど私、田口様をまさひろ様とご紹介しましたが、ゆきひろ様と訂正をさせていただきたいと思います。それでは紹介議員の説明ならびに参考人の意見陳述が終わりました。これから紹介議員の説明ならびに参考人の意見陳述に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

こちらの請願が出ましてから、私も町内の免税事業者でもありますので、インボイス制度というのは、よく調べたつもりなんですが、国内でこの免税事業者というのは、523万事業者ほどあるというふうに調べたんですが、長与町内で、このインボイス制度の影響を受ける可能性がある、いわゆる免税事業者数数というのは、どの程度あるか分かりますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

堤議員。

○議員（堤理志議員）

結論から言いますと、町内でどのくらいの事業者か、確定的なことは分からないというのが実情です。実は税務署の方にこの長与町の所管課を通じて、どのくらいの免税事業者がいるのかというのは、事前にちょっと確認をしたことがあります。そのときに本町の所管課の方に税務署が回答したのは、県内の免税事業者数は分かるんですけども、各市町ごとの免税事業者がどのくらいいるかというのは、税務署そのものもつかんでないということが回答でありました。ただし、ちょっとほかの方法で調べることができないかなと思ひまして、いろいろ当たってみたら、西海市の議員が、西海市役所に西海市の中での免税事業者がどのくらいいるのかというようなことを問い合わせたところ、約8割の事業者が免税事業者だと推測、これはあくまでも推測だったんですが、推測されるという話がありました。それで、じゃあということで、長与町もそれに当てはめたらどうかと思ひまして、長与町のとうけいながよの中に長与町内の第一次産業からサービス業まで全ての事業所の数が掲載されておりました。経済センサスから取った数字なんですけれども、大体おしなべて1,200から1,100、直近では大体1,100ぐらいの事業所があるということで。これの8割で考えたらどうかと思ひまして、0.8掛けますと880事業所ですので、これは確定的なものではありません。概算になりますけれども、約880事業所ほどが、課税されないいわゆる比較的零細の事業所ではないかというふうに推測はしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

何か先ほどの国の全体の数字でいくと、523万事業者というのが国内の事業者の半分ちょっとぐらいだと思ふんですが、恐らく地方ほど小規模の事業者が多いと思うので、そのぐらいの数字かなというのも理解できます。今回の請願ですが、各地でインボイス制度については、見直し等の請願が出ているようですが、中には中止を求めるというものもあるようですが、今回の請願がインボイス制度導入中止ではなく、実施延期という形になっている理由というのは何かございますでしょうか。先ほどの請願人の説明で見直しをしてほしいということがありましたが、もし、この中止と実施延期、違いがあればお伺いしたいと思います

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を戻します。

田口参考人。

○田口征弘君

実施まで1年を切っているが、私たちや商工会のような何らかの団体に所属していれ

ば、インボイス制度については周知されている。しかし、どこにも所属していない個人事業主に説明しても全く知らない。それどころかインボイスの導入による消費税の負担を元請けに押しつけられればいいとの意見もあり、制度が全く理解されていません。個人事業主のインボイス登録率は、10月末現在で14.9%といまだ低調で、長崎県に至っては、法人の登録数が全国平均の60.51%に遠く及ばない50.88%と、全国で47位と最下位です。事業者にも周知されていない中で進めることは、全体に無理があると思います。また、コロナ禍が依然として収束しない状況や物価高騰による経費上昇による厳しい状況が続く中、新たな税負担やインボイス導入による経理事務負担増を強いることは、一層景気悪化につながりかねません。長崎県の法人の倒産件数は9月が5件、負債総額約6億円、10月が5件、負債総額約9億円、11月が4件、約7,500万円と多くの負債を抱え倒産し、いまだ回復の兆しがありません。この中でインボイス制度を推し進めるのは、廃業、倒産を招くのではないかと考え、インボイス制度賛成、反対の声も踏まえて、今の状況で最善策を考えると中止ではなく延期という判断に至り、延期での請願とさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

1点確認をしたいんですけども、個人事業主でどこにも属さない個人事業主があると言われたんですけども、それは長与町内でどのくらいあるかというのは把握されていますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田口参考人。

○田口征弘君

すいません。ちょっとその辺分らないです。

○委員長（河野龍二委員）

堤議員。

○議員（堤理志議員）

同じような答えになると思うんですが、例えば私の身近なところで言えば、私と同じ団地に住んでおられる方で、ちょっとした縫い物のアクセサリーを作ってインターネットを通じてやりとりしたりとかいうところは、完全にどこの団体にも属さずに個人でやっているというのは、実は長与町内非常に多いらしいというのを1回担当課から聞いたことがあります。ですから、もう本当に何人というのは、言えないというか分からない。ただ、それなりいらっしゃるっていうのは、実態だろうというふうに思います。回答にはなりません実態としてはそんなところがあると思います。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

基本的な考え方が、税金を納めるというのは国民の義務だと思うんですね。ですから要は今消費税が1,000万円以内であるとかからない。納入の義務がない。しかし、1,000万円を超すと納入をしなくちゃいけないということですね。そうすると、例えばその1,000万円以内、999万円仮に。あと1,001万円、2万円ぐらい違う。それで線引きをされて1,000万円を超すと10%の基本的な消費税を納める義務があるんですね。この不平等さというの、要は結局平等性を考えて、その辺についての平等性はどのように考えられますか。今のは極端な例ですけど、たった2万円でも結局片や1,000万円だったら100万円、1割ですから。990万円だったらゼロ。それについての不平等さをどのように考えられますか。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を戻します。

田口参考人。

○田口征弘君

今の問題なんですけども、裁判で出た事例がありましたので。消費税が導入された1989年、東京と大阪でサラリーマンが起こした裁判があって、訴えの中身は「免税業者とか簡易課税を採用し、税金をピンハネしている業者がいる。自分たちの払った消費税が税務署、国家に入っていない。これは恣意的な徴税を禁止した憲法84条違反、同法29条の国民の財産権を侵害するもので、欠陥税制であり違法。損害賠償せよ」というもの。これに対し裁判所が出した判決は、「消費者が事業者に対して支払う消費税分は、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で背負うものではない」というもの。そして、そもそも消費税法における課税の対象は、事業者が行った資産の譲渡等と規定されており、納税義務者も課税資産等の譲渡を行ったものと提起されている。この裁判の判決から、消費税条文からも預り金ではないということが明らかになっているということでした。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

いや私はその使い道とか、そういうことを言っているんじゃないくて、要はその平等、不平等性の中で話をしているんですね。ですから要は、1,000万円以内の人は、自分たちが商売している中では消費税をいただいている分がありますよね。これは益税という

ことで逆にプラスになる。1,000万円以上の人は、みんな自分の売り上げに対しての10%を払わなくちゃいけない。だからこの公平性はどうですかということですね。昔から私も会社をやっていたので、ほとんど海外との仕事だったんですけど、このインボイスというのは基本的に発展途上国もどこでも、外国でも、これはもう必ずこれをやらないと取り引きできなかつたんですよ。そして、今このもう令和3年から、既にこれは登録が始まっている。先ほど八木委員も言ったように、これを結局延期する意見書というのもこの状況とすればちょっと違う、感覚的に違うと思うんですね。基本的に国民は税金を納める義務があるのに、1,000万円以内の人たちは納めなくていいと、儲からないから納めないんですよと、そういう論法しかならない。平等性が欠けていると、その辺についての考え方をお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

堤委員。

○議員（堤理志議員）

今裁判の確定判決の部分を言われて、基本的に私もそれが答えだと思うんですが、さらに付け加えて。ちょっとこう難しい。私もはっきり言ってきちっと理解できていないのかもしれないんですが、これは消費者が納めている税金ですという形に建前上はなっているんですけども、実は思い出していただきたいのが、この間接税が導入されるときに売上税は検討しますということで政府が始めました。要するに、事業者の売り上げの中の付加価値の部分に税金をかけるということでやりました。ところがこれをやりますと、やはり零細企業はもうこれでは利益が上がらないということで、大反対が起こりまして、なくなりました。次に、じゃあどうやったらいいかなということで、やはり政府が考えたのは売り上げ、事業者の税にかけるんじゃないんですよ、消費者の人に税を納めてもらうんですよ。ただ、実態としてはもう同じものなんです。だからこれちょっと非常に分かりにくいと思うんですが、やはり大々的に消費税です、そして消費者が納めるものですよということと言われるもんだから、これは消費者が納めているものだというふうな、こう言うてはなんですが、どうしてもそういう先入観というものはあるんです。例えば1,000円の物に10%、100円乗せて1,100円で売ります。ですから100円がこれがもう税額だと、やっぱり思い込むと思うんですが、例えばこれが生鮮食料品で、あと夕方までに売り切らないとちょっと困るなというときには、8割引きにしたり、もう場合によっては5割引きにしたり、あるいはもう原価割ってでももう売ってしまおうということで、この価格というのは、その時、その時期によって変動するということが一つ。それから需要と供給のバランスの中で価格が決定するもんですから、商品の価格も消費税額も実は何かきちっとしたものがあるように見えて、実はないんですよ。私も最近これを理解して、非常に説明がこの場で何分かで説明して理解してもらうというのは難しいのかもしれないんですけども、一つはそういう関係にある非常に不明確で、不透明で、流動的なものだ。価格というものもそうだし、税額、特に消費税の税額というものは、そういう性質がある



という点が1点ですね。それと、今大体7割の事業者が赤字になっているということがあります。それと価格交渉というのは、どうしても弱い立場の方が折れないといけない。今後の仕事をいただいて継続するためにも泣かないといけないというのが、私も取引契約にずっと関わって、もう何度もそういう目、そういうことを経験してきたんですけども、そういう意味でも弱い立場に置かれた所とか、零細の所はもうはっきり言って、その分は利益を削っていくしかないという点では、非常に強い所は消費税は全く問題ないけども、零細の所には非常に痛い。消費税分の転嫁も、転嫁という言葉も実はちょっと違うんですけども、実態としてはいただけない。逆に赤字だという点で、そこの部分の不平等もあるということもぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

基本的に事業者というのは営利を求めてやるわけですね。ですから消費税というのは、消費者からその分を10%を預かって、それをその売り上げに対しての分を国に納めるということであって、まず営利に対する事業者の努力がなくて、何でもその消費税とか何とかで商売ができないということじゃなくて、その範囲の中で商売をして利益を出すのが僕は商売だと思うんですよ。だからそれを自分で試行錯誤しながら、私の場合は自分も会社を起こして自分で利益率を考えながらやってきて、何とか会社を保っていったという経緯があります。だからこのインボイスに対して、要は利益が今零細だからそれまでですとお金がとてもじゃないけどできないとか、そういう話は別の話じゃないかと思っています、はっきり言って。だからその基本的には、民商さんたちはみんな消費税自体も反対でしょうから。しかし、これは消費税の中で、前は3,000万円という一つの弱者対策があったんですけどね、今1,000万円になっているけど。それでもきついということであれば、やっぱりそれはもう自分のところの努力が足りない、というふうに私は思っています。その辺については、このインボイス制度を廃止することによって、事業者の方々が利益を出して営利で儲かっていくのかと言ったら、僕はそうでもないと思う。その辺についてはどういうふうに思われますか。

○委員長（河野龍二委員）

田口参考人。

○田口征弘君

今の答えなんですけど、私は今商売しておりまして、実際お客さんから消費税をいただいてということは分かるんですけど、実際もうぶっ込みでとか、消費税が幾らとかいう観念が、自分たちはお客さんなんですけどなかったりとか。それで、もうとにかく値引き値引きで、ほかの業者もいるので、そこの中でやっていくという。もう全部そうなんですけど、どの業者もそうなんですけど、競争の中でやって確実に消費税が何%、10%なら10%取れるというのがなかったりするときもあるんですよ。大きい会社だったらいい

かもしれないんですけど、小さい会社の場合、会社というか個人でやられていたら、もうとにかく力関係もあるし、ちょっと自分たちも情に流されることもあるので、生活が苦しい方が仕事されていたらそこら辺もちょっとまけてやらないととか、いろいろそういうのもあって、ただ単に数字だけでの問題ではないところもあります。自分ももっと数字を追っかけて、人間的なところを考えないでやっていけばいいのかもしれないんですけども、なかなか数字、きれいにこれだけ儲かってこれだけできるとかいうこともないし、毎月変動もあるし、なかなか難しいところがあります。そこを考慮してもらってインボイスも廃止してもらいたいなというところです。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

もうずっと話が先には進まないんでしょうけどね。基本的に商売というのは、利益を出すためにやっていると思うんですよ。相手が安くしてくださいと、そして安くするなら努力をすればいいわけですよ。しなくちゃいけない。しないから結局大変になるわけです。今、何の商売をしてもやっぱり既存の金額と消費税というのは別々に来るんですよ。払う人は全部一緒に払うからね。だからもう内税にしてトータルにした金額で要は請求してくださいということを私はよく言うんですけど、実際は消費税というのは国に納めないといけないわけですから、それをばらばらにして二重にして2つに書いて提示をするということですね。その提示の中で利益を出していくと。これが商売と、事業だと思います。これを先ほど言われた、相手から「ちょっときつから助けてくれないですか」と言われる。そういう話はいくらでもあります。その中に利益を乗せておかないといけない。これが仕事、商売だと思います。私はそういうふうに思っているんですね。民商さんたちは要は初めから消費税も反対でしょうし、しかし、ほとんどの国が、今この消費税をしている国は、これは発展途上国を含めてほとんどもうインボイスがあるんですよ。インボイスがないのは、これだけの先進国で日本だけなんですよ。昔からこのインボイス制度というものはあるんですね。ですから、それに対応した事業をやっていかないといけない。これ税金を国に納めるというのは義務があるわけですから。その辺の考え方はずっと平行線になるんじゃないかなと思うんですね。これを止めたからといって、それでその人たちがみんな立ち直れるかといったら私はそうでもないと思う。ちょっと討論じみたことまで言ったけど、そういう感覚を持っていますけど、それに対して何かありますか。

○委員長（河野龍二委員）

堤議員。

○議員（堤理志議員）

竹中委員がおっしゃるのは私もよく分かります。非常にシビアな世界で、やはりいかに利益を確保していくかということで、ずっとお仕事をされてきた経験に基づいた話なので、私はそれはもう全く異を唱えることはない、それはそのとおりだろうというふうに

思います。ただ1点ですね。税というのは、この消費税だけじゃなくて、たくさん税がありますよね。消費税は税率が今のところ8%と10%の二つとも非課税というか、いわゆる免税業者。消費税というのはそういう形になっているし、いろんなほかの税も税率というのがやはり応能負担の原則がありますので、自分の払えるところはしっかり払ってもらおう。やっぱりでも払えないところにはもう軽減するとか、あるいは免除とかいろんな制度がある。現在1,000万円以下の所というのは、当然年収が1,000万円なら分かるけども、年商が1,000万円ですので、そこから商品の仕入れとか、いろいろ諸経費引いたところの残りといったら相当厳しいなというのが分かると思います。この中から新たにインボイスの事務処理をやるとなると相当煩雑な形になりますので、そうなると事務員を雇わないといけないのかなということになると、もうとてもじゃないけど雇えない。そうなるともう書類が処理しきれない。これは全部じゃないですよ。そういう人たちもかなりたくさん出てくるという点から言えば、今あるこの1,000万円以下の人たちはもういいですよというのは、一つはやっぱり担税能力、要するに担税能力に応じたこの制度の一つだったと思うので、これが今後こういう本当にもう厳しい、きつい人たちにまで、実質的に消費税の申告というか消費税をかけていきますよという形になるという点では、非常に厳しい面があるという点もぜひぜひご理解はいただきたいなど。答弁にならないかもしれませんが、そういう実態で大変苦しいという方が今たくさんいて、これが今、全国でインボイスをどうするということなのが非常に沸き起こっているのは、こういうことだというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

先ほど同僚委員の方から制度の中止ではなくて、延期ということで質疑があったと思います。私はこの中で、さまざまところから凍結、延期、見直しというのが出ているというふうに書いてありますけれども、見直しをしてもらいたいとか、廃止をしてもらいたいというのが、実際の本当のお気持ちなのかなというふうに思ったりしています。実際、見直しということであれば、理解できると言ったら言い方が悪いかもしれませんが、延期というふうに意見書を出してほしいというような請願であると思いますが、このコロナ禍の現状とか、県内の経済状態、日本全体ということで考えてこういうこと出されていると思うんですけども。実際延期をしてほしいという請願ですから、実際のところのお気持ちとしては、この制度をいつまで延期したら受け入れますというようなお気持ちがあって、この請願を出されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

田口参考人。

○田口征弘君

延期は実際のところいつまでとちょっと何とも言えませんが、景気が上向いてく

ればとは思っているんですけども。実際物価がものすごく今上がってきて、私の周りにシングルマザーの方とかおられるんですけど、かなり苦しい人たちが。ちょっとインボイスとは離れるかもしれませんが、いろんな面で苦しい方がおられたりとかするもので、実際この状況を見ながらでしかちょっと答えきれないんですけど、今はそういう時期じゃないなというのと、2、3年で回復できればそれから考えてもいいのかなというところでもありますけども。お願いします。

**○委員長（河野龍二委員）**

中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

非常に難しいことを聞いてしまったかなと思うんですが、結局こういう事業をされてる方々も非常に苦しい。コロナ禍で苦しくないという方は、なかなかもう日本中にいないのかな、世界中だと思うんですけども。その中で国もさまざまなコロナ対策とかをしてきて、結局こういう制度をコロナだから始めるということではないと思うんですけど、国も税収が一定足りない。非常にもう困窮しているということで、こういうことを始めようというのが、始まりなのかなと自分の中では理解しております。その中で、このインボイスに登録すれば1,000万円未満の非課税の方も、もちろん納税の義務が発生するということは理解しているんですけども、そのインボイスに登録して、聞くところによれば請求書も手書きでもいいなんていうこともあるようですが、実際例えば1事業者、何かお店をされている方が、このインボイスに登録して非課税じゃなくなる以外のような導入、例えば請求書が手書きではとても追い付かない。そういうインボイスを発行するために、どれぐらい負担が入ってくるものなのか。一概にはさまざまな形態があるかもしれませんが、そういったものはどれぐらいの負担があるのか。お分かりになれば教えていただきたいと思います。

**○委員長（河野龍二委員）**

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時17分～10時25分）

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先ほどの中村委員の質問に答弁をお願いいたします。

田口参考人。

**○田口征弘君**

先ほどのことなんですけども、事務負担が増えることで、まず8%と10%があつて、

あと今度インボイスに登録ナンバーがあるかないかとか、いろいろそういう仕分けとかがあるようになるみたいなんですけども、それでかなり事務負担が増えるということで、もうそうなると、今までのようにはなかなかいけないということで、もう1人事務員を雇わないといけないぐらいの負担がかかるということが言われています。私も1人でやっているんですけども、もうこれ以上になると大変やっぱり困るなというところではあります。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

かなりの事務負担が増えるであろうということが想定されているということだったんですけど。私が金額等は分からないかなとは思ったんですけど、この質問をするに当たって、国税庁のホームページの中でインボイスの制度周知のチラシの中に、登録を受けるかどうかは事業者の方の任意ですというところの中で、登録に当たっては取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるためということで、このシステムの整備というところが、やはり例えば、パソコンで言ったらそういう請求書発行のためのそういうものを入れるに当たって何十万とか、何万円かもしれませんけど、そういうこともお金がかかってくるのかなと。実際そこにインボイスの登録業者になれば、先ほどおっしゃられたような事務負担が増えるということで、お1人でされていたのが事務の方を雇わなきゃいけないという、そういった意味でもかかるのかなと思ったんですが。私はその前の段階で、インボイスに登録するかどうか非常に悩まれるところだと思うんですけど、そういうところで課税事業者になることも大きな負担になるし、そのシステム導入というのが結構な負担、そして、また導入されれば、そうやってご商売をされていく中で、大変な負担があるというようなことで、理解してよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

田口参考人。

○田口征弘君

それでいいです。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

基本的なことをちょっとご質問いたします。まず今回のこのインボイス制度によって、今までこの免税点制度ですかね。こういったものによって納税を免除されていた方々、こういった方々にとっては大変厳しい制度だということで、今回延期を求める請願が出されたということで理解をするんですけども。一方で冒頭に請願者が言われていたんですが、約2,480億円程度の税収を国は見込んでいるというようなことを、私そのように

聞いたつもりでいるんですが、言われていたんですが、この消費者から預かった消費税を今回正しく国に納められるということで、そのことによって国が新たにそれだけの税収が見込めるんだということだと思っただけなんですけども。預かった税収をきちんと国に届けられる、このことをもって正しいんだなと思う人もいると思うんですよね。そのことについては、どのように考えておられるのか。そこら辺の見解をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

堤議員。

○議員（堤理志議員）

今の件については、恐らく最初に竹中委員が言われたこととほぼ同じなのかなというふうに思っております。確かに消費者が自分はその消費税分もプラスしてお金を払いました。でも、あなたは免税業者なので申告をその分していないと、あなたが持っているじゃないか。いわゆる預かり金であるとか益税とか、いろんな言われ方をしているんですが、それはおかしいんじゃないかということで、さっき話があったように裁判になったんですよね。ただ裁判の中では、いやそれは預り金ではありませんよと。もうその商品代そのものが対価なんですよということが、2つの裁判で確定しました。その理由は、さっきかなりこまごま言ったのもう省略しますけれども、つまるところ、制度上の制度としては消費税というのはあるんだけど、実態としては非常にさっき言ったように流動的だったり、不透明だったりがあるものですから、裁判所ですら「いやこれは預り金とは言えないんですよ」というようなのが、もう確定判決として出たというのがもう結論かなと、私はそういうふうに理解をしております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

裁判の結果とか、預り金とかそういうつもりで聞いたつもりじゃないんですが。新たに国に、預かっていた消費税がきちんと納められるような状況になっていくという、その状況をどのように考えられるかなと。そのことよりも今、免税点制度の適用を受けて納税を免除されている、こういう方たちが納めないことの方が重要なんだという趣旨だと思うんですよ、この請願については。だから、その一方で正しく預かった税金を納めていくという、個々に納められていくということについてどう思いますかということをお聞きしたつもりだったんですけども、それはよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

堤議員。

○議員（堤理志議員）

本来の消費税というのは、まず物を仕入れます。原価があって、それに人件費等の諸経費を乗せて、さらにそれに粗利の部分の上に純利益を乗せたものが商品代、それに税率は

8%も10%もありますけど消費税分を乗せて、それが消費税だということが、もう絶対これが確定的なものなら今おっしゃったのが正しいと私も思うんですが。実態の商取引の中では、力関係の中で、それを全部ぶっ込んだ見積書を出したとしても、私もたくさん経験があるんですけども、そこからその8掛けで頼むとか、本来欲しい適正価格よりも引かれていくわけですね。そうしますと、もう利益の部分を、粗利の部分をずっと削っていくしかない。原価まで割ったらもう多分商売は成り立たないんですけども、そういう厳しい世界が実態あるもんだから、恐らく国もそこを配慮して、これまでやはり零細の部分は、特に零細企業というのは下請けとかが多いもんですから、そこに税を乗せるというのはちょっと酷だろうということもあって、国としては煩雑だからという言い方をしていますけど、恐らくそういう弱小事業者にまで納めろというのはちょっと酷だよということで、免税点というのが設けられていたというふうに理解をしているので。ここにけるというのをもしされるんだったら、もう少し本当にそれで商売がやっていけるのかとか、それとか新たに事業を起こす人たちが最初は赤字覚悟でやっついていかないといけないような人たちが、そもそも起業を、事業を起こすことすら諦めるということになれば、日本経済そのものに大きな影響、悪い方の影響を与えるんじゃないかというのを心配しているというのも。もちろん今の事業者が困っているのを何とかというのもあるし、日本の経済にとっても良くないんじゃないかなというのがあるというのも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

**○委員長（河野龍二委員）**

ほかに質疑はありませんか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

田口参考人ならびに紹介議員におかれましては、大変お忙しい中、本委員会にご出席いただき誠にありがとうございました。

以上で請願第1号に係る紹介議員の説明ならびに参考人の意見聴取を終わります。

10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時36分～10時40分）

**○委員長（河野龍二委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これから請願第1号についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

私は請願第1号につきまして、賛成の立場から討論いたします。インボイス制度は、取り引きなどにおいて、売り手が買い手に対して正確な適用税率および消費税額等を伝え、買い手側の仕入税額控除等に利用するものですが、これまで免税事業者であった小規模

事業者の中にも、主に買い手側の控除の都合等に合わせるために、やむを得ず課税事業者登録をする事業者が出てくるものと考えられます。インボイス制度のぜひの前に、消費税そのものについてですが、日本は、基幹三税である法人税、所得税、消費税の対GDP比が13.8%とOECD36か国中29位と低く、それに対して社会保障等の支出は、対GDP比で21.9%、36か国中15位となっております。簡潔に言うと、税負担が低い割には高い水準の社会保障を受けている状態で、中でも消費税に当たる付加価値税、これにつきましては、対GDP比が36か国中31位の4.2%で、デンマーク、フィンランドなど北欧諸国の半分ほどとなっております、この社会支出と税負担の差を埋めているものは紛れもなく国の借金でありまして、事実債務残高の対GDP比では、2021年時点で256.9%と、G7の中でも飛び抜けて最悪の数字となっております。我々は将来世代のためにも、国の破綻を防ぐために、国の債務を減らしていく努力をすべきであり、そのためには他の増税も含め、消費税もしっかりと徴収していく必要があることには異論はありません。しかしながら、そのために第一に必要なのは消費も含め、社会経済を支えている事業者、労働者の賃金所得の増加による消費の拡大であります。それにも関わらず日本は過去30年賃金伸び率はほぼ横ばいで、これはひとえに政府の失策が原因にほかなりません。国民の多くの収入が上がらなければ当然に消費そのものが活発にならず、消費税の税収増が進まないという状況の中で、インボイス制度は、その穴埋めを小規模事業者に転嫁するような本末転倒な制度でしかありません。財務省の調査によりますと、国内823万事業者のうち、53%に当たる435万人が個人の免税事業者、9%の77万件が法人の免税事業者で、合計すると60%を超えております。私自身も町内ではそばと雑貨店を営んでいる免税事業者の1人ですが、税理士や会計士に依頼するほどの余裕はないので、1人で仕入れと接客販売を行いながら日々の会計業務から年度末の申告および納税手続き、書類の保管、管理まで全て行っており、これにさらにインボイスの発行とその書類を7年間も保管するという法的な義務まで発生すると、大変な労力の増加となることは想像に難くありません。それでも私の商売は、一般消費者向けの小売がほぼ全てで雇用もしておりませんので、もしも適格請求書発行事業者として課税事業者登録をしても関連する手続きや事務は限定的ですが、卸販売や下請受注が中心の小規模事業者や、また、個人事業主に二重請負など発注する個人事業主の経理上の手間、その発注先がインボイス登録事業者でないと自身の仕入れ分の消費税控除が受けられず利益が減るために、発注先を限定しなければならないなど多くの弊害が発生するのは明らかであり、いかにも一般の商工業者の実情を知らない政府官僚が机上で考えた空論と言え、とても容認できません。政府は、先ほど申し上げた免税事業者合計523万事業者のうち、見込みとして161万事業者が新たに課税事業者となり、インボイス制度導入で生まれる税収増2,480億円と試算していますが、先日の報道にありましたように、国民が喫緊に必要としていない防衛費を、次年度より年間1兆円以上も増額し、増税でそれを賄うことを方針として打ち出しております。仮に法人税が増税されれば、企業はさらに



賃上げをしなくなるとともに、少しでも控除を増やそうと適格請求書発行事業者ではない免税事業者を仕入取引から排除するか、消費税相当分の値引きを強要する可能性が高く、それによって倒産や廃業を余儀なくされる小規模事業者が増えれば、到底先ほどのような試算の消費税増収につながるとは考えられません。消費税1%上がると2兆円の税収が上がると言われておりました、政府が行うべきは、小規模事業者からそういった取り立てを行うような行為ではなく、いずれの消費増税に耐えられる国民の収入を上げることで、消費力を強化する。いずれ全国民の賃金収入が上がっていくことで、消費税アップの議論につなげることで、それこそが政府の役割だと考えます。以上のことから政府にはインボイス制度の中止を求めたいところですが、いずれにしても今、全国から上がっているこの制度への疑問や不満を聞き入れ、その導入中止も含めた再検討とそのための議論を国会等で行っていただくことが絶対に必要だと考えますので、実施延期を求める意見書の提出の請願に賛成いたします。

○委員長（河野龍二委員）

次に、反対討論はありませんか。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

討論に入ります前に、この請願の気持ちは、私も会社を起こした人間としてよく分かります。しかしながら先ほど申し上げましたようにやはり国民の義務として、税金は払うべきだとそのように思っています。インボイス制度は、令和5年10月から複数税率に対する消費税の仕入税額控除の方式として導入されたものであり、既に令和3年10月より始まっております。インボイスによって税額が明確になることや、中小企業者にとっても適正な価格転換を行いやすくなるというメリットが期待されており、複数税率の下で適正な課税を行うため必要な制度と考えています。また本来、国に納めるべき消費税が事業者の手元に残る、いわゆる益税を防ぐことにもなり、消費税が現在抱えている矛盾も解消されます。そして取り引きの透明性を高めることで公平公正な制度となり、消費税に関する不正やミスを防ぐことにつながります。制度の導入に当たっては、4年間の準備期間を設けるとともに、さらに6年間にわたって免税事業者からの仕入れについての一定の仕入税額控除、実施後の3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能を認めるなど、事業者準備のための十分な経過措置10年間を設けています。また、国の令和3年度補正予算においても、インボイス制度の対応を見据えた中小企業のデジタル化やインボイス発行事業者となる免税事業者の販売改革など、支援措置、小規模事業者持続化補助金におけるインボイス枠を講じており、令和4年度補正予算においても既存施策をベースに対策強化を行っています。免税事業者に関しては、相談等対応できる体制を構築した上で、課税転換をした際には、補助金を通じて事業者の負担の軽減をしつつ、課税転換をしない免税事業者について取り引き上の影響を軽減できるように、免税事

業者との取り引きに関するQ&Aの公表や実施調査をしつつ、独禁法や下請法等を通じた取り組みを行い、引き続き制度の円滑な導入に向けて関係省庁の連携を図りつつ、周知、広報をはじめ必要な取り組みを進めています。参考文書として、第210回国会参議院本会議第3号、令和4年10月7日岸田総理大臣答弁において、「インボイス制度は、複数税率の下で適正な課税を確保するために必要なものであり、その円滑な移行を図る観点から十分な経過措置を設けてまいります。制度の円滑な実施に向けてIT導入補助金など、事業者の負担を軽減する支援やフリーランスの方々を含め免税事業をはじめとした事業者の取り引きについて、独禁法、下請法等の取り扱いをQ&Aにより明確化し、各事業者団体への法令順守要請を行うなど、取引環境の整備等に引き続き政府一体で取り組んでまいります」という文章がありました。以上のことから当請願に現時点で賛同することは適切でないと判断し、反対をいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

次に賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願を採決します。この採決は起立によって行います。

本請願を採択すべきものとすることに賛成の方の起立を願います。

（起立少数）

起立少数。よって、本請願は不採択すべきものとすることに決しました。

以上で本日の委員会を全部終了いたしました。

委員会をこれで閉会いたします。

（閉会 10時57分）